平成２４年（フ）第５６５９号
大阪市福島区鷺洲５丁目５番24号リーガル福島402号
債務者　名倉　千鶴
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７９号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目19番30―501号
債務者　福田健太郎
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４６９号
福岡市南区井尻４丁目33番16―102号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市吉松４丁目１番10号
破産者　古賀　博樹（旧姓谷本）
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０７号
福岡市南区柳河内１丁目７番26号、前住所福岡市南区大楠１丁目32番20―505号
破産者　大隈　幹夫
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県福岡市早良区祖原３番14―309号
破産者　原田矢千代
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１２２号
愛媛県四国中央市中曽根町546番地２、破産手続開始決定時の住所埼玉県吉川市きよみ野３丁目13番地39
破産者　星野　泰治
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
埼玉県越谷市神明町２丁目121番地１　ハイツハーモニーＤ棟103、旧住所千葉県野田市三ツ堀433番地の64
破産者　藤本　徳幸
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
新潟県長岡市寺泊入軽井1463番地１、開始決定時の住所新潟市西区坂井東５丁目18番13号
破産者　大矢せつ子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２３号
新潟市中央区信濃町７番21号　ベルコート信濃町408号、前住所新潟市中央区関屋恵町11番57号
破産者　鈴木喜代美
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４４号
新潟市東区新石山４丁目３番地８、前住所新潟市東区寺山３丁目35番25号　コマタハイツ２Ｆ２号
破産者　庭山　ユリ
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６８号
新潟市中央区網川原２丁目37番６号２、前住所東京都北区赤羽１丁目42番２―302号　グリーンキャピタル赤羽
破産者　真島美代子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０３号
広島市佐伯区城山２丁目14番26号
破産者　團　　文吾（旧姓沼田）
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７７号
福岡市博多区東雲町２丁目１番11号
破産者　ひろみ屋こと　内堀　正幸
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲115番地17ホウシュウコーポ篠栗五番館303号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区比恵町１番３―303号
破産者　松田　則俊
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１０号
福岡市城南区堤団地４番502号
破産者　鶴田　文子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４７号
横浜市青葉区美しが丘４丁目16番地35
破産者　永留　喜昭
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４４号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート３―306
破産者　丹野　榮一
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部